

公 表 第 3 号

地方自治法第252条の38第6項の規定により、久留米市長から包括外部監査の結果に基づき措置を講じた旨の通知があったので、次のとおり公表します。

令和元年10月24日

久留米市監査委員	権 藤 満
久留米市監査委員	樋 口 明 男
久留米市監査委員	甲斐田 義 弘
久留米市監査委員	塚 本 弘 道

平成25年度 包括外部監査結果報告書に対する対応状況

公有財産に係る管理・運営に関する事務の執行について

ページ	部局名 (現在)	課名 (現在)	指摘事項及び意見	区分	措置内容／意見に対する見解等
77	農政部	農村整備課	<p>第6章 公有財産の各部局単位の現状</p> <p>2.農政部 耕地保護地 (6)高良台地区耕地保護地(農村整備課) (6)－6結果 (指摘)</p> <p>写真②については、久留米市の耕地保護地であるが、市に無断で更地にされ不法占有されていた。直ちにその占有又は使用を中止及びその者を退去させ、原状回復等の公有財産の維持保全上必要な措置をとるべきである。(久留米市財産規則第13条)</p> <p>また、このような公有財産の無断使用を事前に防止するためにも、定期的に公有財産の維持及び保全上不完全な点等について現況調査を適宜行うべきである。(久留米市財産規則第12条の3)このような事態が生じたのは、久留米市が土地の境界を明確にしていなかったことが原因のひとつと思われる。このような事態を今後防止するためにも、上記に記載済みであるが、久留米市の土地の境界を明確にすべきである。(久留米市財産規則第13条(2))</p>	指摘	<p>これまで、土地の有効利用のため、貸付契約締結に向け占有者と協議を行ってきたところ、占有者より退去の意向が示され、平成30年度中に退去を完了し、不法占有状態は解消されました。その上で、侵入防止のためのガードレールを設置しております。</p> <p>今後も公有財産の無断使用を事前に防止するために、定期的に現地調査を実施して適正に管理していきます。</p>